

# 公益財団法人 川口産業振興公社

## 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公益財団法人川口産業振興公社の役員及び評議員に対する報酬及び旅費の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 常勤理事がその職務に従事したときは、報酬を支給する。

2 非常勤理事（理事長及び市職員を除く。）、監事及び評議員が理事会又は評議員会に出席した場合及び監査業務に従事した場合に日額報酬を支給する。

(報酬の額の決定及び支給方法)

第3条 常勤理事の報酬額については、上限年額を550万円とし、その範囲内において職務及び資格等を勘案した上、理事会で決定するものとする。

2 非常勤理事、監事及び評議員の報酬額については、日額7,200円とする。

3 常勤理事の報酬支給日については、職員の給与を支給する日とする。

(役員の旅費)

第4条 役員及び評議員の旅費については、公益財団法人川口産業振興公社役職員等旅費規程の定めるところによる。

(通勤手当)

第5条 常勤理事に対し、通勤手当を支給する。

2 前項に規定する通勤手当については、公益財団法人川口産業振興公社職員給与規程に定める通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(改廃)

第6条 この基準の改廃は評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は理事会において別に定める。

附 則

この基準は、公益財団法人川口産業振興公社の設立の登記の日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。